

指定保育士養成施設の新規設置及び学則等の変更申請・届出について

事 項		承認事項 (※1)			届出 (※1)	手続 不要
		一年前	六ヶ月前	二ヶ月前	一ヶ月以内	
新 規 設 置		○ (注1)	○			
学	修業年限				○	
	教科目/単位数/ 履修方法	必修科目		○		
		選択必修科目		○		
		教養科目				○
	独自科目					○
則	入学定員 (編入学定員)	増加	○ (注1)	○		
		減少(募集停止 含む)		○		
入所資格					○	
単位の算定方法					○	
その他(※2)						○
専任・非常勤教員						○ (注2)
実習施設						○
施設設備						○
設置者の氏名又は名称及び住所					○	
養成施設の名称及び位置					○	
養成施設の長						○
指定取消				○		

※1 申請及び届出については、養成施設の所在地が政令指定都市・中核市は市を經由して提出してください。(提出部数：市宛て1部、県1部)

※2 その他とは、以下の事項が含まれる。

- 1 学年、学期及び休業日に関する事項
- 2 部科及び課程の組織に関する事項
- 3 授業日時数に関する事項
- 4 学習の評価に関する事項
- 5 職員組織に関する事項
- 6 退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 7 授業料、入学料、その他の費用徴収に係る事項
- 8 賞罰に関する事項
- 9 寄宿舎に関する事項

注1 事前に県等に相談した上で、新規設置及び学生定員の増加に関する変更については、一年前までに定員変更計画書の提出が必要。

注2 教員資格要件について、疑義が生じた場合は事前に県へ相談すること